

第四次みやぎ子供読書活動推進計画

「無限に広がる未知の世界への冒険 ー楽しむ読書から考える読書までー」

平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）まで

平成31年（2019年）4月



宮城県教育委員会

はじめに

子供の読書活動は、生涯にわたる人間形成の基礎となる部分であり、言語、感性、表現力、創造力を養うためにも必要なものとなっています。

宮城県教育委員会では、このみやぎ子供読書活動推進計画を宮城県の子供読書活動の基本的な計画と位置付け、平成16年に第一次計画を、平成21年に第二次計画を、平成26年に第三次計画を策定し、子供読書活動推進に関する取組を進めてきたところです。

第三次計画では、公立図書館等での児童書の個人貸出数については目標を達成したものの、目標とした多くの項目で、目標指標の水準までには達しない状況となりました。

このたび、第三次計画の成果と課題を踏まえ、子供たちが本に親しみ、自発的に読書を行えるよう、今後概ね5年間の施策の方向を示す第四次計画を策定しました。

家庭での読書活動の推進や、公立図書館における事業内容の充実・情報発信の強化を掲げて、読書活動の習慣化に向けた取組を打ち出したところです。

国においても、平成30年4月に第四次「子供の読書活動推進に関する基本的な計画」が策定されました。発達段階ごとの効果的な取組の推進や、友人同士で本を薦め合う等の読書への関心を高める取組の充実が推奨されており、これらについても、本計画に反映させています。

今後は、本計画に基づき、子供たちの読書活動を推進するため、家庭、学校や市町村教育委員会をはじめとする関係機関と連携・協働しながら、各施策を展開してまいりたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この計画策定にあたり、御意見をお寄せいただきました関係機関の皆様をはじめとする子供の読書活動の推進に携わる関係各位に、心より御礼を申し上げます。

平成31年（2019年）4月

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

目 次

はじめに	1
第1章 子供読書活動推進計画の策定にあたって	4
第1節 計画の背景等	4
1 計画の策定経過	4
2 計画の位置付け	5
3 計画の対象及び期間	5
(1) 計画の対象	5
(2) 計画の期間	5
第2節 子供の読書活動を取り巻く情勢	6
1 子供の読書活動を推進する意義	6
2 読書活動を取り巻く情勢の変化	6
3 子供の読書活動の現状	10
(1) 児童生徒の読書の状況（不読率）〔全国・宮城県〕	10
(2) 子供たちの生活時間〔全国〕	11
(3) 公立学校における全校一斉の読書活動の状況〔全国・宮城県〕	12
(4) 学校図書館の状況〔宮城県〕	13
①司書教諭の配置状況〔宮城県〕	13
②学校図書館担当事務職員（学校司書）の配置状況〔宮城県〕	13
(5) ボランティア団体や個人の活動状況	13
4 「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画」の成果と課題	14
(1) 数値目標を設定する指標	14
①本を全く読まない児童生徒の割合を減らします	14
②県内市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定を促進します	14
③公立図書館等の図書個人貸出数を増やします	15
④学校図書館の図書の貸出数を増やします	15
⑤児童生徒の平均読書冊数を増やします	16
(2) 数値目標は設定せずに取り組の状況を把握する指標	16
①親子で読書に親しむ機会を増やします	16
②「朝の読書」など継続的に読書活動に取り組む学校の数を増やします	17
③学校図書館図書標準を達成する学校の数を増やします	17
④「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」に子どもの読書活動に関する事業を実施する市町村を増やします	17

第2章 第四次みやぎ子供読書活動推進計画の基本的方針	．．．	18
1 計画の基本目標	．．．	18
2 基本方針	．．．	18
3 活動方針	．．．	18
4 第四次計画の目標一覧	．．．	19
(1) 数値目標を設定する指標	．．．	19
(2) 数値目標は設定せずに取り組の状況を把握する指標	．．．	19
第3章 推進方策	．．．	20
1 具体的施策及び主な事業	．．．	20
①家庭・地域・学校・図書館での読書活動の推進	．．．	20
(施策1) 家庭、地域における子供の読書活動の推進	．．．	20
(施策2) 学校における子供の読書活動の推進	．．．	23
(施策3) 学校図書館における子供読書活動の推進	．．．	24
②子供読書活動推進のための関係機関の連携・協力の推進	．．．	25
(施策4) 公立図書館と学校の連携強化	．．．	25
③子供読書活動の啓発・広報の推進	．．．	25
(施策5) 啓発広報による意識向上	．．．	25
2 進行管理	．．．	26
資料編	．．．	27
子供の読書情報探索（サイト案内）	．．．	27
文献情報探索（サイト案内）	．．．	27
法令等	．．．	28
○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）	．．．	28
○子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院）	．．．	29
○文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）	．．．	30
○学校図書館法（昭和28年法律第185号）	．．．	32
○学校図書館憲章（1991年5月22日全国学校図書館協議会）	．．．	34

第1章 子供読書活動推進計画の策定にあたって

第1節 計画の背景等

1 計画の策定経過

国においては、平成13年(2001年)に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。平成14年(2002年)には、「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」が、平成30年(2018年)4月に第四次「子供の読書活動推進に関する基本的な計画」が策定されました。

宮城県では、平成16年(2004年)3月に「みやぎ子ども読書活動推進計画」を、平成21年(2009年)4月に「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」を、平成26年(2014年)3月に「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画」を策定し、『自主的な読書活動を通じて、夢と高い志を持ち、心豊かでたくましく生き抜く力を身に付けること』を目指して、各種事業を実施してきました。

これまでの国・本県の主な動向については、次のとおりです。

年月	国・県	内 容
H13. 12	国	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行 (4/23:「子ども読書の日」)
H14. 8	国	「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」策定
H16. 3	県	「みやぎ子ども読書活動推進計画」策定
H17. 7	国	「文字・活字文化振興法」公布・施行
H18. 12	国	「教育基本法」改正 (学校, 家庭, 地域住民等の相互の連携協力)
H19. 6	国	「学校教育法」改正 (義務教育として行われる普通教育の目標の一つに「読書に親しませる」内容が挙げられる)
H20. 3	国	第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定 「学習指導要領」改訂(幼稚園, 小学校, 中学校)
H20. 6	国	「図書館法」改正 (図書館の運営状況の評価, 改善, 情報提供に関する努力義務)
H21. 3	国	「学習指導要領」改訂(高等学校, 特別支援学校) (言語に関する能力, 育成に必要な読書活動の充実)
H21. 4	県	「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」策定
H22	国	「国民読書年」の取組
H23. 4	国	「学習指導要領」全面实施(小学校及び特別支援学校小学部)
H24. 4	国	「学習指導要領」全面实施(中学校及び特別支援学校中学部)
H24. 12	国	「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」改正・施行
H25. 4	国	学習指導要領 全面实施(高等学校及び特別支援学校高等部)
H25. 5	国	第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
H26. 3	県	「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画」策定
H26. 6	国	「学校図書館法の一部を改正する法律」公布 (学校への学校司書配置の努力規定)
H28. 3	国	公立図書館の実態に関する調査研究報告書

年月	国・県	内 容
H28. 11	国	学校図書館ガイドライン
	国	学校司書のモデルカリキュラム
H29. 3	国	「学習指導要領」改訂（幼稚園，小学校，中学校）
H30. 3	国	「学習指導要領」改訂（高等学校）
	県	「第3期宮城県図書館振興基本計画」策定 （学校図書館との連携推進，支援の充実） （子供の読書活動を推進するための環境の整備促進）
H30. 4	国	「学習指導要領」全面実施（幼稚園）
	国	第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」策定

2 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）及び第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的計画」（平成30年4月20日閣議決定）並びに、「宮城の将来ビジョン」及び「第2期宮城県教育振興基本計画」に基づき、また、平成26年（2014年）3月に策定した「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画」（平成26年度－平成30年度）の後継計画として、本県における読書活動推進に関する基本方針や目標を示し、それに向けて講ずるべき施策の方向性を示す計画として、作成するものです。

3 計画の対象及び期間

（1）計画の対象

本計画では、概ね18歳以下の全ての子供を対象とします。

- イ) 乳児
- ロ) 幼児
- ハ) 小学生
- ニ) 中学生・高校生
- ホ) 支援が必要な子供

（2）計画の期間

本計画は、平成31年度（2019年度）を初年度とし、平成35年度（2023年度）を目標年度とする、5年間の計画とします。

ただし、計画期間中であっても、子供の読書環境や社会経済状況の変化、県民のニーズ、国の動向などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

[計画のスケジュール]

	H30年度 (2018年度)	H31年度 (2019年度)	H32年度 (2020年度)	H33年度 (2021年度)	H34年度 (2022年度)	H35年度 (2023年度)
第四次 みやぎ子供 読書活動推進計画	→					
	調査					
	評価			評価・点検	評価	
	目標年度					目標年度

第2節 子供の読書活動を取り巻く情勢

1 子供の読書活動を推進する意義

子供の読書活動について、子どもの読書活動の推進に関する法律第2条では、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と表現されています。

OECD（経済協力開発機構）のPISA（生徒の学習到達度調査）において、「読解力」、「数学的リテラシー」、「科学的リテラシー」の調査が行われており、平成12年（2000年）調査で読解力が不足していることが示されました。

このような状況を受け、文部科学省では平成17年（2005年）に「読解力向上プログラム」をとりまとめ、朝読書の推進等の読書政策が進められることとなりました。

平成23年（2011年）のOECDの刊行物では、「楽しみで本を読んでいる生徒は、そうでない生徒よりも、学校教育の1年半に匹敵するほど良い成績をあげている」と述べられています。

東北大学加齢医学研究所が、平成30年（2018年）に公表した、小学生・中学生の「学力と読書の関係」に関する研究結果では、読書時間が長くなるほど（2時間以内。）、成績が高くなっており、少なくとも1日10分以上の読書が必要ということが示されています。

東日本大震災という未曾有の体験を負うこととなった宮城の子供たちが、夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜いていくためには、学ぶ力を身に付けることが大切です。

読書活動は、作者たちの多様な考え方と出会うことができ、未知の世界を知ること、より多くの豊かな感動も得られ、たくましく生き抜く力を育む源にもなることから、子供の成長にとって大きな意義があるものと考えられます。

本県の読書活動を見てみると、1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合は、小学校、中学校、高等学校と学年が上がるにつれ増えており、また、全国平均よりも高く、読書離れの傾向となっています。

このような状況の中、子供の読書活動を推進していくには、乳幼児期から児童生徒の時期まで、年齢や発達段階に応じた読書環境の整備を、保護者をはじめとして、社会全体で支援し推進していくことが必要です。

2 読書活動を取り巻く情勢の変化

スマートフォンやパソコンをはじめとする情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の進展と普及がめざましく、子供を取り巻く環境は大きく変化しています。

電子書籍元年と言われた平成22年（2010年）以降、ICT機器を利用した新しい形の読書も普及し始めたところですが、メールやインターネット、SNS（Social Networking Service）を利用する時間が増加するなど、環境の変化による子供の「読書離れ」が懸念されています。

子供たちに必要な資料や情報を提供する県内市町村の公立図書館・公民館図書室の

整備状況については、次のとおりとなっています。

法律で「計画を策定するよう努めなければならない」となっている子供読書活動推進計画については、県内35市町村中21市町村が策定済となっており、子供の読書活動の推進に関する計画の方向性が定められています。

市町村名	公立図書館	公民館	読書活動推進計画
県	宮城県図書館		H31年(2019年)4月 第四次計画策定
仙台市	仙台市民図書館		H29年(2017年)1月 第三次計画策定
	仙台市榴岡図書館		
	仙台市宮城野図書館		
	仙台市泉図書館		
	仙台市広瀬図書館		
	仙台市若林図書館		
	仙台市太白図書館		
石巻市	石巻市図書館		H20年(2008年)5月 第一次計画策定
	石巻市図書館河北分館		
	石巻市図書館雄勝分館 ※被災のため休館中		
	石巻市図書館河南分館		
	石巻市図書館桃生分館		
	石巻市図書館北上分館 ※被災のため休館中		
	石巻市図書館牡鹿分館		
塩竈市	塩竈市民図書館		H28年(2016年)4月 第二次計画策定
気仙沼市	気仙沼図書館		H17年(2005年)7月 第一次計画策定
	気仙沼図書館唐桑分館		
	本吉図書館		
白石市	白石市図書館		H29年(2017年)4月 第三次計画策定
名取市	名取市図書館		H19年(2007年)12月 第一次計画策定
角田市	角田市図書館		H29年(2017年)3月 第二次計画策定
多賀城市	多賀城市立図書館		H28年(2016年)3月 第三次計画策定
岩沼市	岩沼市民図書館		H31年(2019年)4月 第三次計画策定
	岩沼市図書館西分館		
	岩沼市図書館東分館		
登米市	登米市立迫図書館		H27年(2015年)3月 第二次計画策定
	登米市立登米図書館		

市町村名	公立図書館	公民館	読書活動推進計画
栗原市	栗原市立図書館	若柳公民館	
		栗駒図書室	
		高清水生涯学習館	
		一迫ふれあいホール 情報サロン図書室	
		瀬峰公民館	
		鶯沢公民館	
		金成生涯学習センター 図書室	
		志波姫公民館 花山石楠花センター	
東松島市	東松島市図書館		H23年(2011年)3月 第一次計画策定
大崎市	大崎市図書館		H31年(2019年)3月 第二次計画策定
富谷市		富谷市富谷中央公民館	
		富谷市富ヶ丘公民館	
		富谷市東向陽台公民館	
		富谷市あけの平公民館	
		富谷市日吉台公民館	
		富谷市成田公民館	
蔵王町	蔵王町立図書館		H31年(2019年)3月 第三次計画策定
七ヶ宿町		七ヶ宿町賑わい拠点施設 多目的交流棟	
大河原町		大河原町駅前図書館	H26年(2014年)4月 大河原町駅前図書館 振興計画策定(包含計画)
村田町		村田町歴史みらい館	
柴田町	柴田町図書館	槻木生涯学習センター (柴田町図書館槻木分室)	H28年(2016年)4月 第三次計画策定
		船岡生涯学習センター	
		船迫生涯学習センター	
		船岡公民館	
		西住公民館	
		船迫公民館	
		農村環境改善センター	
川崎町		川崎町公民館	H27年(2015年)3月 第二次計画策定
丸森町	丸森町立金山図書館		
亘理町	亘理町立図書館		H28年(2016年)3月 第一次計画策定
山元町		山元町中央公民館図書室	
		山元町坂元公民館図書室	

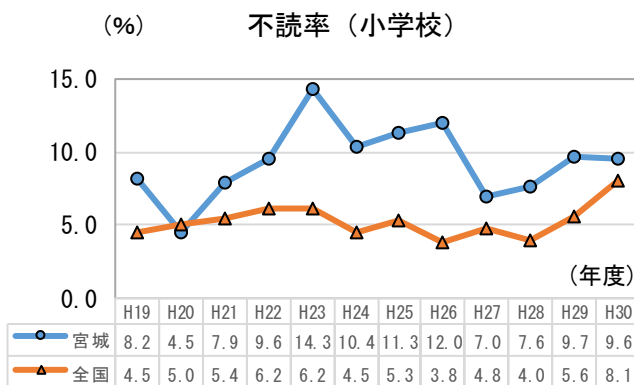
市町村名	公立図書館	公民館	読書活動推進計画
松島町		松島町勤労青少年ホーム 図書室	
七ヶ浜町		七ヶ浜町中央公民館	
利府町	利府町図書館		H28年(2016年)3月 第三次計画策定
大和町		大和町公民館	H21年(2009年)3月 第一次計画策定
大郷町		大郷町中央公民館	
大衡村		大衡村公民館	H25年(2013年)3月 第二次計画策定
色麻町		色麻町公民館図書室 (色麻学園学校図書館内 公民館図書コーナー)	
加美町	加美町中新田図書館	加美町宮崎生涯学習 センター	H27年(2015年)9月 第二次生涯学習計画 策定(包含計画)
	加美町小野田図書館		
涌谷町		涌谷町涌谷公民館	
		涌谷町篁岳公民館	
美里町	美里町小牛田図書館		H26年(2014年)3月 第一次計画改定
	美里町南郷図書館		
女川町		女川つながる図書館	H27年(2015年)4月 第二次計画策定
南三陸町	南三陸町図書館		H30年(2018年)3月 教育振興基本計画策定 (包含計画)

3 子供の読書活動の現状

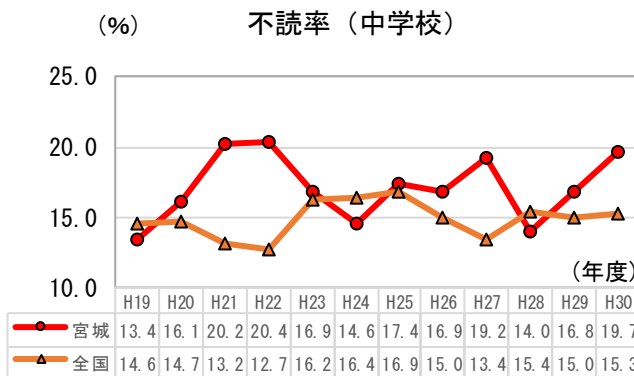
(1) 児童生徒の読書の状況（不読率）〔全国・宮城県〕

毎日新聞社、公益社団法人全国学校図書館協議会が実施した「読書調査」によると、全国の1か月に1冊も本を読まない子供の割合、いわゆる不読率は、平成30年度(2018年度)は、小学生8.1%、中学生15.3%、高校生55.8%となっており、学年が進むにつれて増加しています。

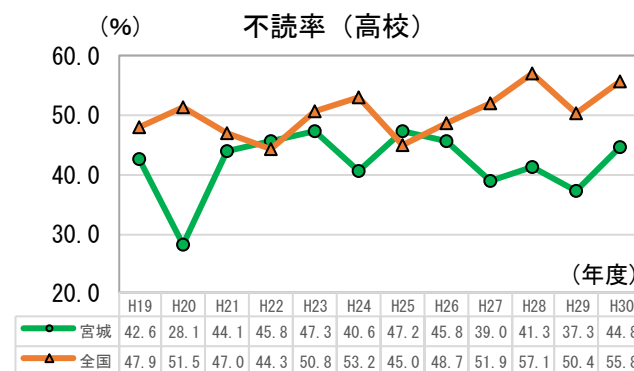
本県の子供の読書活動の状況について、県教育委員会が行った「子ども読書活動に関するアンケート調査」においても、全国の傾向と同様に、学年が進むにつれて読書量が減少しています。全国と比べると、宮城県では、小学校・中学校の不読率が高い状況となっています。



小学生の不読率(1か月間まったく本を読まなかった割合)は、12.0%、7.0%、7.6%、9.7%、9.6%と推移しており、前年度より0.1ポイント低くなっています。全国と比較すると、依然として高い状況が続いています。



中学生の不読率は、16.9%、19.2%、14.0%、16.8%、19.7%と推移しており、前年度より2.9ポイント高くなっています。全国と比較すると、28年度に全国より下回ったものの、29年度30年度と、2年連続で高い状況となっています。



高校生の不読率は、45.8%、39.0%、41.3%、37.3%、44.8%と推移しており、前年度より7.5ポイント高くなっています。全国と比較すると、26年度から全国平均を下回っています。

「読書調査」(毎日新聞、公益社団法人全国学校図書館協議会)

「子ども読書活動に関するアンケート調査」(県教育委員会)

(2) 子供たちの生活時間〔全国〕

ベネッセ教育総合研究所が、平成25年（2013年）11月に全国の小学5年生から高校3年生を対象に実施した「第2回 放課後の生活時間調査」によると、勉強や習い事、テレビ・DVDの視聴、携帯電話・スマートフォンを使う時間は多くなっていますが、本・新聞などを読む時間は少ない状況となっています。

行動別の生活時間（学校段階別・24時間あたり・平均時間）

行動分類			小学生	中学生	高校生
生活に必要な時間	睡眠	睡眠	8時間 33分	7時間 23分	6時間 43分
	生活	身のまわりのこと	1時間 03分	1時間 06分	1時間 09分
		食事	1時間 02分	59分	56分
学校にかかわる時間	移動	通学	41分	49分	1時間 22分
		移動（通学以外）	17分	13分	13分
	学校	学校	7時間 31分	7時間 27分	7時間 28分
		放課後に学校ですごす（部活動以外）	10分	9分	15分
	部活動	部活動		52分	1時間 32分
放課後の時間	遊び	屋外での遊び・スポーツ	11分	3分	2分
		室内での遊び	10分	4分	3分
		ゲーム機で遊ぶ	20分	11分	8分
	勉強	学校の宿題	41分	34分	36分
		勉強（学校の宿題以外）	19分	1時間 01分	35分
		学習塾・予備校	24分	46分	14分
	習い事	習い事・スポーツクラブ	32分	9分	4分
		習い事の練習	4分	2分	2分
	メディア	テレビ・DVD	52分	44分	41分
		本・新聞	5分	4分	3分
		マンガ・雑誌	6分	5分	4分
		音楽	2分	5分	6分
		携帯電話・スマートフォン・パソコンなどを使う	9分	28分	44分
	人とすごす	家族と話す・すごす	13分	9分	9分
		友だちと話す・すごす	4分	3分	9分
	その他	家の手伝い	4分	4分	3分
		買い物	2分	2分	2分
		からだを休める	14分	20分	19分
		ペットとすごす	2分	2分	2分
		アルバイト			11分
その他		5分	4分	5分	
無回答・不明			3分	3分	2分

「第2回放課後の生活時間調査 子どもたちの24時間 平成25年（2013年）」

（ベネッセ教育総合研究所）

(3) 公立学校における全校一斉の読書活動の状況〔全国・宮城県〕

(平成28年(2016年)3月31日現在)

	全国			宮城県		
	学校数	公立校の 実施状況	実施 割合	学校数	公立校の 実施状況	実施 割合
1 小学校	19,604	19,038	97.1%	383	371	96.9%
(うち 朝の始業前に実施)		13,035	68.5%		312	84.1%
2 中学校	9,427	8,341	88.5%	202	176	87.1%
(うち 朝の始業前に実施)		6,062	72.7%		133	75.6%
3 高等学校	3,509	1,499	42.7%	75	30	40.0%
(うち 朝の始業前に実施)		947	63.2%		23	76.7%
4-1 特別支援学校(小学部)	809	210	25.1%	17	2	11.8%
(うち 朝の始業前に実施)		29	13.8%		1	50.0%
4-2 特別支援学校(中学部)	834	186	22.3%	17	2	11.8%
(うち 朝の始業前に実施)		29	15.6%		1	50.0%
4-3 特別支援学校(高等部)	850	176	20.7%	17	1	5.9%
(うち 朝の始業前に実施)		37	21.0%		1	100.0%
5-1 中等教育学校(前期課程)	31	23	74.2%	1	1	100.0%
(うち 朝の始業前に実施)		23	100.0%		1	100.0%
5-2 中等教育学校(後期課程)	30	13	43.3%	1	1	100.0%
(うち 朝の始業前に実施)		13	100.0%		1	100.0%
合計	35,122	29,486	84.0%	713	584	81.9%
(うち 朝の始業前に実施)		20,175	68.4%		473	81.0%

「学校図書館の現状に関する調査(平成28年度(2016年度))」(文部科学省)

(4) 学校図書館の状況〔宮城県〕

①司書教諭の配置状況〔宮城県〕

(平成28年(2016年)3月31日現在)

学校種別	全学校数	12学級以上の学校数 (配置対象)	12学級以上の 配置校数	発令率 (%)	11学級以下の 学校数	11学級以下の 配置校数	発令率 (%)
小学校	383	205	205	100.0%	178	22	12.4%
中学校	202	90	90	100.0%	112	23	20.5%
高等学校	75	57	57	100.0%	18	4	22.2%
特別支援学校 (小学部)	17	6	6	100.0%	11	1	9.1%
特別支援学校 (中学部)	17	4	4	100.0%	13	3	23.1%
特別支援学校 (高等部)	17	11	11	100.0%	6	1	16.7%
中等教育学校 (前期課程)	1	1	1	100.0%	-	-	-
中等教育学校 (後期課程)	1	1	1	100.0%	-	-	-
計	713	375	375	100.0%	338	54	16.0%

「学校図書館の現状に関する調査(平成28年度(2016年度))」(文部科学省)

②学校図書館担当事務職員(学校司書)の配置状況〔宮城県〕

(平成28年(2016年)3月31日現在)

学校種別	全学校数	配置校数	割合
小学校	383	228	59.5%
中学校	202	114	56.4%
高等学校	75	73	97.3%
特別支援学校 (小学部)	17	0	0.0%
特別支援学校 (中学部)	17	0	0.0%
特別支援学校 (高等部)	17	2	11.8%
中等教育学校 (前期課程)	1	0	0.0%
中等教育学校 (後期課程)	1	1	100.0%
計	713	418	58.6%

「学校図書館の現状に関する調査(平成28年度(2016年度))」(文部科学省)

(5) ボランティア団体や個人の活動状況

県内で、家庭・地域文庫や読み聞かせなどを行うボランティア団体・個人の活動のうち、団体・個人の活動状況を県教育庁生涯学習課ホームページで公開しています。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syougaku/kodomo-dokusyo.html>

4 「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画」の成果と課題

第三次計画の設定指標から、成果と課題を検証します。

(1) 数値目標を設定する指標

①本を全く読まない児童生徒の割合を減らします			
【成果】 目標未達成		【課題】	
	<基準> H25年度 (2013年度)	<実績> H30年度 (2018年度)	<目標> H30年度 (2018年度)
小学生	11.3%	9.1%	8%以下
中学生	17.4%	19.7%	13%以下
高校生	47.2%	43.8%	35%以下

依然として、小学校・中学校・高等学校と学校段階が進むにつれ、不読率が高くなっており、読書離れが進む傾向にあります。特に、小学生・中学生の不読率が全国平均を大きく上回る状況が続いています。

1ヶ月間に本を全く読まない児童生徒の割合 (単位：%)

年度	H25年度 (2013年度)	H26年度 (2014年度)	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)
小学生	11.3	12.0	7.0	7.6	9.7	9.1
中学生	17.4	16.9	19.2	14.0	16.8	19.7
高校生	47.2	45.8	39.0	41.3	37.3	44.8

(県教育委員会調べ)

②県内市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定を促進します			
【成果】 目標未達成		【課題】	
	<基準> H25年度 (2013年度)	<実績> H29年度 (2017年度)	<目標> H30年度 (2018年度)
策定率	57.1%	60.0%	80%以上

子供の読書活動を推進するため、地域の実情に応じた市町村の推進計画策定が求められていますが、策定率が横ばいとなっています。子供の読書活動推進のための土台づくりに向け、県内市町村での同計画の策定が求められています。

市町村における計画策定率 (単位：%)

年度	H25年度 (2013年度)	H26年度 (2014年度)	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	H30年度 (2018年度) (目標)
策定 市町村数	20	20	20	21	21	—	—
策定率	57.1	57.1	57.1	60.0	60.0	—	80%以上

(文部科学省「子ども読書活動推進計画の策定状況に関する調査」より)

③公立図書館等の図書の個人貸出数を増やします

【成果】

目標一部達成

	<基準> H24年度 (2012年度)	<実績> H28年度 (2016年度)	<目標> H30年度 (2018年度)
図書	819万冊	894万冊	900万冊以上
児童書	262万冊	305万冊	288万冊以上

【課題】

一般図書の個人貸出数については、目標に到達しなかったものの、児童書の個人貸出数については、毎年増加しており、計画の目標数値を達成しました。個人貸出数の増加のため、引き続き啓発等に取り組んでいく必要があります。

公立図書館等の個人貸出数

(単位：万冊)

年度	H24年度 (2012年度)	H25年度 (2013年度)	H26年度 (2014年度)	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	H30年度 (2018年度) (目標)
図書	819	848	838	862	894	—	—	900万冊以上
児童書	262	273	276	290	305	—	—	288万冊以上

(宮城県図書館「宮城県内公共図書館・公民館図書室等現状調査」より)

④学校図書館の図書の貸出数を増やします

【成果】

目標未達成

	<基準> H24年度 (2012年度)	<実績> H29年度 (2017年度)	<目標> H30年度 (2018年度)
小学生	32.0冊	38.8冊	48冊以上
中学生	5.8冊	6.9冊	8冊以上
高校生	3.4冊	2.7冊	5冊以上

【課題】

全ての学校種において、目標冊数には、到達しなかったものの、小学校及び中学校においては、一人当たり貸出数が増えてきており、若干ですが改善しています。一方、高等学校では、平成29年度の実績が、基準となる平成24年度を下回り、貸出数が減少しています。

学校図書館における図書の一人当たり貸出数

(単位：冊)

年度	H24年度 (2012年度)	H25年度 (2013年度)	H26年度 (2014年度)	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	H30年度 (2018年度) (目標)
小学生	32.0			35.1	37.1	38.8	—	48冊以上
中学生	5.8			6.5	6.8	6.9	—	8冊以上
高校生	3.4			3.1	2.7	2.7	—	5冊以上

(県教育委員会調べ)

⑤児童生徒の平均読書冊数を増やします			
【成果】 目標未達成		【課題】 児童生徒の平均読書冊数については、小学校・中学校・高等学校とも、目標とした冊数までは到達しませんでした。学校段階が進むにつれ、平均読書冊数は少なく、読書離れが進む傾向にあります。	
	<基準> H25年度 (2013年度)	<実績> H30年度 (2018年度)	<目標> H30年度 (2018年度)
小学生	8.3冊	9.1冊	10冊以上
中学生	3.6冊	3.8冊	4冊以上
高校生	1.8冊	1.4冊	2冊以上

1ヶ月間の児童生徒の平均読書冊数 (単位：冊)

	H25年度 (2013年度)	H26年度 (2014年度)	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	H30年度 (2018年度) (目標)
小学生	8.3	9.1	10.9	9.6	9.4	9.1	10冊以上
中学生	3.6	3.2	3.5	3.9	4.0	3.8	4冊以上
高校生	1.8	1.5	1.8	1.5	2.0	1.4	2冊以上

(県教育委員会調べ)

(2) 数値目標は設定せずに取り組む状況を把握する指標

①親子で読書に親しむ機会を増やします							
【状況】 平成30年度 家庭読書の状況 (単位：%)							
	1年に 数回	2か月 に1回	1か月 に1回	2週間 に1回	1週間 に1回	なし	その他
小学生	19.4	3.8	7.2	3.0	7.6	56.7	2.4
中学生	17.1	2.1	3.2	1.7	3.0	71.6	1.3
高校生	16.7	1.6	3.0	0.9	1.2	74.6	2.0
(県教育委員会調べ)							
【課題】 小学生以上の子を持つ家庭では、家族で本に親しむ機会が全く「ない」と答えた世帯が半数以上に及んでいます。家庭において、本を介して親子が触れ合う機会を作っていく必要があります。							

②「朝の読書」など継続的に読書活動に取り組む学校の数を増やします

【状況】

公立学校における全校一斉の読書活動の実施状況 (単位：%)

年度	H25年度 (2013年度)	H26年度 (2014年度)	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)
小学校	97.7		96.9			
中学校	89.2		87.1			
高校	46.2		40.0			

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」より)

【課題】

当該調査が隔年調査から5年毎の調査に変更となり、これまでと同様に傾向を捉えることはできませんが、全ての学校種において、実施割合が少なくなっています。「朝の読書」などの継続的な取組は、読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上でも、有効です。このような読書活動は、不読率の改善等からも効果的であると考えられるため、継続的な実施が求められています。

③学校図書館図書標準を達成する学校の数を増やします

【状況】

公立学校の図書館図書標準達成割合 (単位：%)

年度	H25年度 (2013年度)	H26年度 (2014年度)	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)
小学校	58.7		67.5			
中学校	55.9		54.5			

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」より)

【課題】

当該調査が隔年調査から5年毎の調査に変更となり、これまでと同様に傾向を捉えることはできませんが、小学校においては、学校図書館図書標準達成割合が改善したものの、中学校では割合が低くなっています。引き続き、学校図書館図書標準を満たす学校の増加が求められています。

④「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」に子どもの読書活動に関する事業を実施する市町村を増やします

【状況】

市町村の実施状況 (単位：市町村)

	H25年度 (2013年度)	H26年度 (2014年度)	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)
実施市町村数	23	27	22	24	28	29

(文部科学省「子ども読書の日」に関する取組予定状況調査より)

【課題】

「子ども読書の日(4/23)」や「子どもの読書週間(4/23～5/12)」等の機会に合わせ、子供の読書活動に関する事業を実施している市町村は増えている状況です。今後も、子供の読書活動についての関心と理解を深め、自主的に読書に取り組むよう、啓発活動を実施していくことが求められます。

第2章 第四次みやぎ子供読書活動推進計画の基本的方針

1 計画の基本目標

高度情報化の進展に伴う子供を取り巻くメディアの多様化や、学校の段階が進むにつれて活字離れが進行する等、読書環境が大きく変化しています。

この計画は、第三次計画の目標達成に向け取り組んだ各種事業の成果と課題を踏まえ、子供の読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とし、第三次計画を継承し、次のような目標を掲げ、社会全体で子供の読書活動を進めるために取り組んでいきます。

目標：みやぎの子供が、自主的な読書活動を通じて、夢と高い志を持ち、心豊かでたくましく生き抜く力を身に付けることを目指します。

2 基本方針

基本目標を実現するための基本方針を次のとおり掲げます。

- ①楽しむ読書の推進：家庭での読書活動に親しみ、読書の習慣を身に付け、読書の楽しさに触れられるよう応援していきます。
- ②調べる読書の推進：児童生徒の創造性の基礎を培うため、自分自身でテーマを設定し、調べ学習を通じて、自分の考えを持つことができるようにしていきます。
- ③考える読書の推進：自分で考えた内容を書いて表現する力を身に付けられるよう、読書によって自らの考えを広げ、深めていくようにしていきます。

3 活動方針

基本目標と基本方針を実現するため、活動方針を次のとおり定めます。

- ①家庭・地域・学校・図書館での読書活動の推進
- ②子供読書活動推進のための関係機関の連携・協力の推進
- ③子供読書活動の啓発・広報の推進

4 第四次計画の目標一覧

(1) 数値目標を設定する指標

指標	資料	区分	目標値〔年度〕		目標設定の考え方
			現状〔年度〕	目標 H35 年度〔2023 年度〕	
本を全く読まない児童生徒の割合	県教育庁生涯学習課	小学生	9.1% H30〔2018〕	7%以下	第3期達成状況を考慮し、7%以下とする。
		中学生	19.7% H30〔2018〕	16%以下	第3期達成状況を考慮し、16%以下とする。
		高校生	43.8% H30〔2018〕	39%以下	第3期達成状況を考慮し、39%以下とする。
県内市町村の「子供読書活動推進計画」策定促進	文部科学省「子ども読書活動推進計画の策定状況に関する調査」		60.0% H29〔2017〕	65%以上	第3期達成状況を考慮し、65%以上とする。
公立図書館等の 図書個人貸出数	宮城県図書館「宮城県内公共図書館・公民館図書室等現状調査」	図書	894万冊 H28〔2016〕	910万冊以上	第3期の伸びを踏まえ910万冊以上とする。
		児童書	305万冊 H28〔2016〕	318万冊以上	第3期の伸びを踏まえ318万冊以上とする。
学校図書館の 図書の貸出数	県教育庁生涯学習課	小学生	38.8冊 H29〔2017〕	42.3冊以上	第3期達成状況を考慮し、42.3冊以上とする。
		中学生	6.9冊 H29〔2017〕	7.3冊以上	第3期達成状況を考慮し、7.3冊以上とする。
		高校生	2.7冊 H29〔2017〕	3.3冊以上	第3期達成状況を考慮し、3.3冊以上とする。
児童生徒の 平均読書冊数	県教育庁生涯学習課	小学生	9.1冊 H30〔2018〕	10冊以上	第3期達成状況を考慮し、10冊以上とする。
		中学生	3.8冊 H30〔2018〕	4冊以上	第3期達成状況を考慮し、4冊以上とする。
		高校生	1.4冊 H30〔2018〕	2冊以上	第3期達成状況を考慮し、2冊以上とする。

(2) 数値目標は設定せず取組の状況を把握する指標

指標	資料	区分	現状〔年度〕
家庭で読書に親しむ機会の増加	県教育庁生涯学習課	小学生	「なし」56.7% H30〔2018〕
		中学生	「なし」71.6% H30〔2018〕
		高校生	「なし」74.6% H30〔2018〕
「朝の読書」など継続的に読書活動に取り組む学校数の増加	文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」	小学生	96.9% H27〔2015〕
		中学生	87.1% H27〔2015〕
		高校生	40.0% H27〔2015〕
学校図書館図書標準を達成する学校数の増加	文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」	小学生	67.5% H27〔2015〕
		中学生	54.5% H27〔2015〕
「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」に子供の読書活動に関する事業を実施する市町村の増加	文部科学省「子ども読書の日」に関する取組予定状況調査		29市町村 H30〔2018〕

第3章 推進方策

1 具体的施策及び主な事業

子供の成長段階に応じた取組をはじめ、以下の施策に基づいて子供の読書活動の推進に取り組めます。

①家庭・地域・学校・図書館での読書活動の推進

日々の生活の中で、読書する姿が当たり前となるようなことを目指し、家庭、地域、学校等が、それぞれの役割を果たしながら、子供が読書に親しむ機会の充実を図り、子供の読書活動の習慣化に向けた取組を推進します。

(施策1) 家庭、地域における子供の読書活動の推進

家族の絆が深まり、また、読書習慣が身に付く効果があると言われている家読（うちどく）について、家庭での実施を推奨していくほか、読み聞かせや読書の大切さについての理解を促進する目的で、読書に親しむきっかけとなる事業を行う方々の養成等の事業の取組等を促進します。

No	主な取組	取組内容	対象年代
1	ブックスタート	・乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡す活動であるブックスタートについて、市町村における乳幼児健康診断の機会を通じた事業の実施に向け推進していきます。	幼稚園、保育所等の時期～
2	絵本交付事業	・絵本を通じた家庭での触れ合いを増加させ、読み聞かせや読書の大切さについて親子で話をする機会を増やせるよう、市町村における乳幼児健康診断の機会や、小学校入学といった機会に、絵本を交付する事業の実施に向け推進していきます。	幼稚園、保育所等の時期～
3	読み聞かせ(絵本や物語に親しむ)	・子供の読書に対する関心を引き出し、絵本や物語に親しみ読書活動の習慣化を図ることができるよう、読み聞かせの実施を推奨していきます。	幼稚園、保育所等の時期～
4	地元民話の伝承	・地元で昔から伝わる民話などについて、祖母から孫に読み聞かせしてもらい、郷土愛の醸成、本との触れ合いを推奨していきます。	幼稚園、保育所等の時期～
5	家読(うちどく)	・家族で同じ本を読み、感想を話し合うことを通じて、家族の絆が深まり、コミュニケーションが豊かになり、読書習慣が身に付く効果があると言われている家読について、家庭での実施を推奨していきます。	幼稚園、保育所等の時期～

※ 対象年代：幼稚園、保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）、小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）、中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）、高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

No	主な取組	取組内容	対象年代
6	「子供から親へ」	<ul style="list-style-type: none"> ・いつも読み聞かせをしてもらっている子供が親に対し、読み聞かせやお話等を行うことを推奨していきます。 	
	(例)【幼児期】	<ul style="list-style-type: none"> ・抱っこしてもらい、読むことができるところを親に読んで聞かせます。 ・抱っこしてもらい、挿絵を見ながら想像して親にお話します。 	幼稚園、保育所等の時期～
	(例)【小学生】	<ul style="list-style-type: none"> ・夕方ご飯を作っている親のそばで聞こえるように本を読みます。 	小学生の時期
	(例)【中学生・高校生】	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の興味がある本と親が「中学生・高校生時」に読んでいた本を読み合います。 	中学生、高校生の時期
7	ポップ作品等のコンクール実施	<ul style="list-style-type: none"> ・子供が読書に関心を持ち、家族とともに読書を楽しむきっかけや環境づくりを目的として、ポップ作品（本をわかりやすく紹介する広告のこと）等のコンクールを充実させていきます。 	小学生の時期～
8	ブックトーク	<ul style="list-style-type: none"> ・本に興味を持ってもらうため、テーマを決めて、そのテーマに関連する様々なジャンルの本を数冊紹介する取組の実施を推奨していきます。 	中学生、高校生の時期～
9	書評合戦 (ビブリオバトル)	<ul style="list-style-type: none"> ・発表者が読んで面白いと思った本について、5分程度で紹介を行い、その本に関する意見交換を行った後、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する取組の実施を推奨していきます。 	小学生(高学年)、中学生の時期～
10	指導者養成研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の豊かな心とたくましく生き抜く力を育むため、地域で核となり読書活動を推進する担い手を養成するよう、効果的な読書の推進の方法を学ぶ研修会を充実させていきます。 	/
11	担い手交流会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の担い手をはじめとして、行政や学校、図書館、民間団体等の関係機関が連携・協力し、様々な立場で子供の読書活動に携わる担い手の交流を図る交流会を充実させていきます。 	/
12	地域学校協働活動の推進を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において学校支援活動、放課後子供教室の活動として行われる、本の読み聞かせや図書の整理、本の貸出等が更に充実するよう、地域と学校をつなぎ、ボランティア発掘・育成の中心となる、地域学校協働本部の設置やコーディネーターの配置を働きかけていきます。 	/

No	主な取組	取組内容	対象年代
13	家庭教育手帳の活用の推奨	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省で作成した家庭教育手帳について、その活用を推奨していきます。 http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/main8_a1.htm 	
	家庭教育手帳(乳幼児編)	<ul style="list-style-type: none"> この手帳は、乳幼児期の子供を持つ親が親子の絆を深め、心豊かな子供を育てていくことを応援するためにつくられました。 手帳には、家庭での教育やしつけに関して、それぞれの家庭で考え、実行していただきたいことが書かれています。 <p>※目次6「思いやり」 タイトル『いちばんすてきな本は、お父さん・お母さんの声で読む本だ。』 【内容】親のぬくもりを感じながら優れた絵本に接し、一緒に共感し合うひとときは、子供の感性や心を豊かにする貴重な時間になります。食事の時間のように「本の時間」を設けるなど工夫して、少ない時間でもいいから毎日本を読み聞かせたり、親子で一緒に図書館へ行くなど、小さいころから本に親しむ環境づくりを心がけましょう。ただし、早くから難しい本を読ませるのは、子供の心にストレスを与え、かえって本嫌いにさせかねないので、控えましょう。 ～親が本を読んで聞かせる～</p>	幼稚園、保育所等の子供を持つ保護者
	家庭教育手帳(小学生低学年～中学年編)	<ul style="list-style-type: none"> この手帳は、急速に世界を広げ、成長していく小学生(低学年から中学年)の子供を持つ親に向けて、家庭での教育やしつけに関して、それぞれの家庭で考えていただきたいことをまとめたものです。 ぜひ、お父さんお母さんにお読みいただき、子育てのヒントとしてください。 <p>※目次7「思いやり」 タイトル『いい本に出会うことは、いい人に出会うことに似ている。』 【内容】読書は、想像力や考える習慣を身に付け、豊かな感性や情操、思いやりの心をはぐくむことができます。ですから、テレビやマンガが好きな子にも、本を読む時間をもつように家庭で習慣付けたいものです。そのためにも、食事の時間のように「読書の時間」を設ける、親子で図書館に行く、親も一緒に本を読むなど工夫し、子供が読書の楽しさと出会えるきっかけをつくりましょう。また、読書を通じて子供が感じたり考えたりしたことに耳を傾け、話し合うなど、親子の会話を増やし深める契機として読書を活用することも大事です。 ～感動する本との出会いを大切に～</p>	小学生(1年生～4年生)の子供を持つ保護者

No	主な取組	取組内容	対象年代
	家庭教育手帳 (小学生高学年～中学生編)	<ul style="list-style-type: none"> ・この手帳は、急速に世界を広げ、成長していく小学生(高学年)から中学生の子供を持つ親に向けて、家庭での教育やしつけに関して、それぞれの家庭で考えていただきたいことをまとめたものです。 ・同上 ※目次8「思いやり」 タイトル、内容 同上	小学生(高学年)、中学生の子供を持つ保護者
14	社会教育施設との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・美術館や博物館のイベントの開催に合わせ、関連図書資料の展示・紹介を行うなど、子供たちの興味関心の深化につながるよう、図書館と社会教育施設が連携した取組を推進していきます。 ・県自然の家等で行う事業において、事業のために参考とした本や、事業内容に関連する本を、紹介していきます。 	

(施策2) 学校における子供の読書活動の推進

豊かな心を育み、読解力など学力向上のほか読書の習慣化にも有効と言われている朝読書の取組を継続していくほか、読み聞かせなどの実施を推奨していきます。

No	主な取組	取組内容	対象年代
1	読み聞かせ	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の読書に対する関心を引き出し、絵本や物語に親しみ読書活動の習慣化を図ることができるよう、読み聞かせの実施を推奨していきます。 	全ての年代
2	朝読書	<ul style="list-style-type: none"> ・授業が始まる前の時間を利用して、生徒と教員が好きな本を毎日読み続けることで、読書が好きになり、豊かな心を育む朝読書の実施を推進していきます。 	小学生の時期～
3	子ども司書	<ul style="list-style-type: none"> ・子供が、図書館司書の仕事や図書の並べ方に関する知識、読み聞かせの仕方等を体験することを通じて、図書館への関心や読書への意欲を高めてもらう取組の実施を推奨していきます。 	小学生の時期～
4	ブックトーク(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・本に興味を持ってもらうため、テーマを決めて、そのテーマに関連する様々なジャンルの本を数冊紹介する取組の実施を推奨していきます。 	中学生、高校生の時期～
5	書評合戦(ビブリオバトル)(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・発表者が読んで面白いと思った本について、5分程度で紹介を行い、その本に関する意見交換を行った後、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する取組の実施を推奨していきます。 	小学生(高学年)、中学生の時期～

No	主な取組	取組内容	対象年代
6	読書会	・数人で集まり、本の感想を話し合うことで、本の新たな魅力に気づき、より深い読書のきっかけとする取組の実施を推奨していきます。	高校生の時期～

(施策3) 学校図書館における子供読書活動の推進

学習指導要領改訂により、情報を使う力である情報リテラシーの育成が求められていることから、学校全体として子供読書活動に取り組んで行くよう引き続き学校図書館の活用及び図書館関係者の連携について、促進していきます。

No	主な取組	取組内容
1	学校図書館の利用指導及び活用	・学校の教育活動全般において、計画的に学校図書館を利用するなど、子供の探求的な学習のニーズに対応した利用について、促進していきます。
2	図書館関係者の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の読書ニーズの把握に努めるほか、学校図書館の活用方法等について、司書教諭や学校司書をはじめとする学校関係者の連携の促進を図ります。 ・司書教諭は、自校の全体計画案等を作成し、各教科や総合的な学習の時間での学校図書館の利用や図書資料の選書・集書の方針等について、調整を図っていく必要があります。 ・学校司書は、図書資料の選書・集書について専門的な立場から積極的に関わっていくほか、児童生徒が豊かな人間性を育めるよう、魅力ある学校図書館の運営を行っていく必要があります。 ・県教育研究会学校図書館教育部会（小学校・中学校）、県高等学校図書館研究会等と連携し、学校における読書活動の推進に努めていきます。
3	学校図書館展示の優良事例の紹介	・より魅力ある学校図書館とするため、子供たちが自らの手で作り上げた学校図書館の様子を紹介する場を設けていきます。
4	障害のある児童生徒の読書活動の推進	・障害のある子供が豊かな読書体験をすることができるよう、障害の状態や発達の段階、特性等に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用を図っていく必要があります。
5	司書教諭・学校司書研修の充実	・学校図書館に求められる役割が増していることから、司書教諭や学校司書の資質向上に向けた教職員研修の充実を図っていく必要があります。

②子供読書活動推進のための関係機関の連携・協力の推進

子供の自主的な読書活動の推進に役立てるため、家庭、地域、学校等において、子供が読書に親しむ機会の提供に努め、そのために必要となる施設や人材の確保などの整備・充実に努めていきます。

(施策4) 公立図書館と学校の連携強化

県内市町村の公立図書館設置の増加に向けた下地づくりを行うほか、県図書館で行っている図書・資料等の収集、貸出、読書案内、レファレンスサービス(※)の充実を図っていきます。また、各種行事を企画して、子供が読書の楽しみに触れることができるようにしていきます。さらには、学校図書館等の求めに応じて、所蔵する資料等を提供したり、研修等に講師として公立図書館司書の派遣を行ったりします。

※ レファレンスサービスとは、利用者からの質問・相談を受けて、調査・研究のために必要な資料の紹介や、資料を探すための手伝いをする事。

No	主な取組	取組内容
1	レファレンスサービスでのバックアップ	・学校司書、司書教諭で対応が難しい分野のレファレンスサービスなど、資料の調べ方の紹介や図書館の活用の仕方について、バックアップしていきます。
2	資料貸出サービス	・県図書館で実施している「学校支援を行う図書館等をサポートするセット(学サポセット)」や、「子どもの本展示会資料」、「所蔵している文化財や絵巻物の複製資料」の貸出を継続していきます。
3	幼少期親子を対象にした事業の充実	・学校と図書館が連携した幼少期親子を対象にした事業の充実を図っていきます。
4	図書館司書体験等の受入れ	・児童生徒が校外学習の一環として、県図書館や公立図書館を訪問・見学し、それぞれの取組を学ぶ機会を設けていきます。 ・図書館の司書業務を実際に体験し、読書環境の整備と図書館サービスの基本を学ぶなど、司書業務への興味・関心を高めていきます。
5	障害のある子供の読書活動の推進	・障害のある子供が豊かな読書体験をすることができるよう、障害の状態や発達の段階、特性等に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用を図っていく必要があります。

③子供読書活動の啓発・広報の推進

子供の読書活動の意義や重要性について理解を深め、子供の読書活動の習慣化に向けた読書環境の整備や読書活動の推進につなげていきます。

(施策5) 啓発広報による意識向上

「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」、「文字・活字文化の日」、「読書週間」など、子供の読書活動等に関する事業の県民への周知・普及に努めるほか、選書や調べ学習に関する情報提供など、子供読書活動への関心を高める取組の推進を図ります。

N o	主な取組	取組内容
1	子供の読書活動に関する普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども読書の日（4/23）」、「子どもの読書週間（4/23～5/12）」、「文字・活字文化の日（10/27）」、「読書週間（10/27～11/9）」など、子供の読書活動等に関する事業の実施に努めます。 ・ポスター、リーフレット等を用いて、広報活動を実施します。
2	広範な情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の読書活動推進事業に関する取組状況や、公立図書館における催しの実施状況についての情報を収集し、県教育委員会のウェブページで情報提供していきます。 ・県教育委員会で設置予定の「生涯学習プラットフォーム」を活用し、子供の読書活動に関して、各関係機関・団体が開催する行事や読書ボランティアに関する情報を幅広く収集し、SNSやインターネット等により提供していきます。
3	選書や調べ学習等に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館司書等が選書したオススメ本の紹介や、読書が学習に役立つ情報等について、冊子やポスター、リーフレット等を用いて、情報提供していきます。
4	実践事例の情報交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の読書活動を推進していく上で、優れた実践事例の共有化を図るため、「子供読書活動推進のための催し」等を開催していきます。
5	子供読書活動の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省で行っている「子供の読書活動優秀実践校、図書館、団体（個人）」の表彰に、対象者を推薦していきます。
6	市町村子供読書活動推進計画策定の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の子供読書活動推進計画策定率を高めるために策定済み市町村の取組等の情報を提供するなど、策定率の向上を目指していきます。
7	第四次推進計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公立図書館が実施する子供の読書活動推進事業に関する情報の収集・提供に努めるとともに、児童生徒の読書状況等に関する調査を実施します。

2 進行管理

第四次推進計画は、5年間の計画となっているため、計画の折り返し時期となる3年目に、計画の評価・点検を行い、その結果を基に、必要に応じて、取組の方向性について見直しを行い、残り2カ年の取組を更に効果的に推進していきます。

なお、評価・点検の結果については、取りまとめの上、社会教育委員の会議等に報告の上、ホームページ等で公表します。

N o	主な取組	取組内容
1	第四次推進計画の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・公立図書館が実施する子供の読書活動推進事業に関する情報の収集・提供に努めるとともに、児童生徒の読書状況等に関する調査を実施します。
2	子供読書に関する推進組織での協議	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な立場で子供の読書活動に携わる方々等を構成員とする推進組織の場で、児童生徒の読書環境向上等に関する協議等を行います。
3	読書習慣のある児童生徒の聞き取り調査	<ul style="list-style-type: none"> ・読書習慣のある児童生徒から、読書するようになったきっかけや工夫している事などの話を伺い、他の児童生徒にも勧められる手法について、3年目の評価・点検時に、計画に反映させます。

資料編

子供の読書情報探索（サイト案内）

子供の読書に関する情報検索サイトを紹介します。

サイト名	内容	団体名	アドレス
絵本の選びかたガイド	選書	福音館書店	https://www.fukuinkan.co.jp/bookguide/

（平成30年10月6日閲覧）

文献情報探索（サイト案内）

探求学習に役立つ情報検索サイトを紹介します。

サイト名	内容	団体名	アドレス
国立国会図書館サーチ	図書	国立国会図書館	http://iss.ndl.go.jp/
CiNii Articles	論文 検索	国立 情報学研究所	https://ci.nii.ac.jp/
e-Gov 電子政府の 総合窓口〔法令検索〕	法律	総務省	http://elaws.e-gov.go.jp/ search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/
総務省統計局	統計	総務省統計局	http://www.stat.go.jp/index.html
先生のための授業に 役立つ学校図書館活用 データベース	学校 図書館	東京学芸大学 学校図書館 運営専門委員会	http://www.u-gakugei.ac.jp/ ~schoolib/htdocs/index.php?page_id=0
点字・録音全国総合 目録（国会図書館）	図書	国立国会図書館	http://iss.ndl.go.jp/#search-handicapped

（平成30年9月26日閲覧）

法令等

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）

（目的）

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵かん養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○学校図書館法（昭和28年法律第185号）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 1 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 3 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 4 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 5 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（学校司書）

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置者の任務）

第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第8条 国は、第6条第2項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 1 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 2 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

（司書教諭の設置の特例）

2 学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、

第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則 （昭和33年5月6日法律第136号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。

附 則 （昭和41年6月30日法律第98号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則 （平成9年6月11日法律第76号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成10年6月12日法律第101号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

附 則 （平成15年7月16日法律第117号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成16年4月1日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成18年6月21日法律第80号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年6月27日法律第96号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第2条から第14条まで及び附則第50条の規定 平成20年4月1日

附 則 （平成26年6月27日法律第93号）

（施行期日）

1 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第6条第1項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成27年6月24日法律第46号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

○学校図書館憲章（1991年5月22日全国学校図書館協議会）

わが国は、いま生涯学習社会、国際化社会、高度情報社会、個性重視社会への変革を迫られている。これにともない教育もまた大きな転換を現実の課題としている。自己更新する能力、異文化を理解し多様な価値観を認める態度、情報を収集分析する能力、自己の意見や生きかたを大切にしながら他を認める態度の育成など、今日ほど教育に求められているときはない。

そのために、学校は学習を構造的に改革し、児童生徒が自ら課題を発見し、情報を探索し、発表し、討論して、創造的に知識を自己のものとするような学習を展開することが至上の命題となってきた。この学習は、とりも直さず生涯にわたる自己教育の方法を会得させ、自学能力を高める教育を推進することにほかならない。このような教育が展開され、児童生徒の主体的な学習が保障されたとき、児童生徒ははじめて学ぶ喜びや楽しさを知り、学校は通わされる場から、進んで通いたい場へと再生するに違いない。この時期に、なお、児童生徒に知識を詰め込み、その記憶度をテストによって定着を図るような学習を学校教育と考えているならば、もはや学校は時代の要請に応えることはできない。

また、今日児童生徒の読書離れは深刻なものがある。かつて読書は、教養を高め、娯楽を求め、情報を得ることのすべてを充足させていた。多様なメディアの出現によって、現代はその依存度を著しく減少させている。しかし、読書は、思考力を育成し、内部から自己改革を促すという他のメディアによって代えることのできない固有の機能を有している。民主主義の発展には、国民が思慮深く、英知あることが前提である。したがって読書教育は、民主主義社会における学校教育の基本的な使命である。

学校図書館は、学校の情報センターであり、学習センターであり、かつ、読書センターである。学校における中核的な機関として学校図書館は、その教育機能を存分に発揮しなければならない。学校図書館なくして、現代教育の展開はあり得ないからである。学校図書館の充実振興こそは、いま不可欠な緊急課題である。

全国学校図書館協議会は、創立40周年を迎えた。これを機に、われわれはこれまでの道程を点検し、学校図書館の新たな進路を明確にしたいと考えた。われわれは、組織をあげてあるべき学校図書館像を追求し、その論議を学校図書館憲章に結実させた。本日総会にあたり、本憲章を採択し、その定めるところの実現に不断の努力を続けることを誓うものである。

理 念

1. 学校図書館は、資料の収集・整理・保存・提供などの活動をとおり、学校教育の充実と発展および文化の継承と創造に努める。
2. 学校図書館は、児童生徒に読書と図書館利用をすすめ、生涯にわたる自学能力を育成する。
3. 学校図書館は、資料の収集や提供を主体的に行い、児童生徒の学ぶ権利・知る権利を保障する。
4. 学校図書館は、他の図書館、文化施設等とネットワークを構成し、総合的な図書館奉仕を行う。
5. 学校図書館は、児童生徒・教職員に対する図書館の奉仕活動・援助活動をとおり、教育の改革に寄与する。

機 能

1. 学校図書館は、多様な資料と親しみやすい環境を整え、児童生徒の意欲的な利用に資する。
2. 学校図書館は、図書館および資料・情報の利用法を指導し、主体的に学習する能力を育成する。
3. 学校図書館は、読書教育を推進し、豊かな人間性を培う。
4. 学校図書館は、適切な資料・情報を提供し、学習の充実を図る。
5. 学校図書館は、教育に必要な資料・情報を提供し、教職員の教育活動を援助する。

職 員

1. 学校図書館を担当する者は、専門性に立脚した高い識見を持ち、教育者としての自覚のもとに、その職務を遂行する。
2. 学校図書館を担当する者は、専門職としての責任と権限を持ち、その運営をつかさどる。
3. 学校図書館を担当する者は、専門的能力を高めるため、不断の研究と研鑽に努める。

資 料

1. 学校図書館は、図書資料・逐次刊行資料・視聴覚資料・ソフトウェアなど広範な資料を備える。
2. 学校図書館は、児童生徒・教職員の多様な要求に応えるために、必要にして、かつ、十分な資料を備える。
3. 学校図書館は、選定基準に基づいた質の高い資料を選択し、収集する。

施 設

1. 学校図書館は、利用しやすい場所に専用の施設として設置する。
2. 学校図書館は、研究・調査・読書・視聴・討議・制作など多様な活動に応えるために、各種のスペースと設備を十分に確保する。
3. 学校図書館は、快適で魅力的な環境を準備する。

運 営

1. 学校図書館は、全校の協力や支持を得て、運営する。
2. 学校図書館は、学校運営上の重要な組織として位置づけられる。
3. 学校図書館は、校内外のあらゆる資料や情報を効率的に利用できるように、システム化を図る。
4. 学校図書館は、資料・情報の提供、学習・読書の場の提供、利用者の援助を行うなど、積極的な奉仕活動を展開する。
5. 学校図書館は、その目的を果たすのに必要にして十分な経費を確保する。
6. 学校図書館は、他の図書館、文化施設等とのネットワークを活用し、資料・情報源の拡充を図る。
7. 学校図書館は、地域住民の要望があり、人的・経費的に必要な措置がなされ、効果的な運営が期待できる場合には、地域に開放する。

第四次みやぎ子供読書活動推進計画

宮城県教育庁生涯学習課

〒980-8423 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電 話 022-211-3652

ファックス 022-211-3697

E - m a i l syogaki@pref.miyagi.lg.jp

U R L <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syougaku/>

